

# 津市出会い応援事業プロジェクトチーム設置要綱

平成27年8月31日訓第69号

改正 平成30年5月18日訓第35号  
令和4年3月1日訓第8号  
令和6年3月29日訓第25号

(設置)

第1条 本市が行う出会い応援事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、津市出会い応援事業プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 出会い応援事業に係る企画、運営等に関する事。
- (2) 出会い応援事業に必要な資料の収集、作成等に関する事。
- (3) その他出会い応援事業の推進に関する事。

(構成)

第3条 チームは、次に掲げるチームメンバー10人以内で構成する。

- (1) 健康福祉部こども・子育て政策担当理事が指名する職員
- (2) 庁内公募に応募した職員

(任期)

第3条の2 チームメンバーの任期は、選任された日から当該選任された日が属する年度の末日までとする。

2 チームメンバーは、再任されることができる。

(公募手続等)

第4条 市長は、庁内公募を実施するときは、応募資格その他必要な事項を明示するものとする。

2 応募しようとする職員は、庁内公募申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(チームリーダー)

第5条 チームにチームリーダー1人を置き、チームメンバーの互選により定める。

2 チームリーダーは、チームの事務を総理する。

3 チームリーダーに事故があるとき、又はチームリーダーが欠けたときは、あらかじめその指名するチームメンバーが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 チームの会議は、必要に応じてチームリーダーが招集し、チームリーダーが議長となる。ただし、毎年度の最初に開かれる会議は、健康福祉部子ども・子育て政策担当理事が招集する。

(意見等)

第7条 チームは、必要があると認めるときは、識見を有する者から意見を聴き、又は関係職員に対して説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、健康福祉部子ども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーが会議に諮って定める。

附 則

1 この訓は、平成27年9月1日から施行する。

2 この訓の施行後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、健康福祉部長がこれを招集する。

附 則 (平成30年5月18日訓第35号)

この訓は、平成30年5月18日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日訓第8号)

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓第25号)

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

庁内公募申込書

年 月 日

（宛先）津市長

所属  
申込者 職名  
氏名

（応募の理由、動機、抱負等）	

所属長承認欄 （署名又は押印をお願いします。）	
----------------------------	--